

日本経団連の2006年の優先政策事項と自由民主党の政策・取り組み

2006年4月26日
自由民主党政務調査会

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	(1)歳出・歳入の改革の一体的な推進(潜在的国民負担率を50%程度に抑制、2010年代初頭に基礎的財政収支を黒字化)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○2010年代初頭の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の回復(009①)</p> <p>○税と社会保険料負担等をあわせた国民負担率を50%以内に維持するとの目標を掲げて歯止めとする。(010)</p>	<p>○経済財政諮問会議において、6月の歳出・歳入一体改革の「選択肢」等に向けて「中間とりまとめ」が策定された。</p> <p>○平成18年度の潜在的国民負担率は43.9%となる見込みで、対前年度比1.2%減。</p> <p>○経済財政諮問会議では、「歳出・歳入一体改革」の選択肢、工程表のとりまとめの土台となる考え方について検討を行い、4月7日に「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめを決定。この中間とりまとめでは、</p> <p>1. 改革の時間軸 小泉内閣における改革を第Ⅰ期(01～06年度)として、引き続き基礎的財政収支黒字化を確実にする第Ⅱ期(07年度～2010年代初頭)、さらに債務残高GDP比を安定的に引き下げることを目指す第Ⅲ期(2010年代初頭～2010年代半ば)まで、財政健全化に一貫性をもって継続的に取り組む。</p> <p>2. 改革の基本「原則」 「徹底した政府のスリム化で、国民負担増を最小化する」などの7つの原則</p> <p>3. 「選択肢」検討の枠組み ※財政健全化の数値目標 基礎的収支黒字化の後、債務残高GDP比の引き下げを実現するための基礎的収支黒字幅を示す。国・地方それぞれの財政健全化について数値目標を明らかにする。</p> <p>※分かりやすい選択肢 社会保障給付など行政サービスの水準と国民負担の水準の組合せを選択肢として分かりやすく示す。また、「政府の大きさ」、「国民負担率」などをあわせて示す。</p> <p>ことなどが示されている(詳細については別添資料「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめ参照)。</p>	財金

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(2)徹底的な歳出削減(社会保障支出の抑制、国・地方を通じた公務員人件費の削減、特別会計改革など)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○公務員制度改革(005①)</p> <p>・能力、実績主義の人事、再就職の適正化等を推進するため、公務員制度改革関連法案の早期国会提出を期する。</p> <p>○総人件費削減(005②)</p> <p>・民間賃金の動向や地域による賃金格差の状況を踏まえ、国家公務員の給与・退職手当体系の見直しを行う。また、定員についても思い切った純減を実現し、総人件費を大幅に削減する。</p> <p>・特殊法人、独立行政法人、公益法人その他の公的部門の人件費については、原則として、国家公務員の総人件費に準じて厳しく削減する。</p> <p>○特別会計・特定財源の見直し(009③)</p> <p>・非効率な特別会計や特定財源制度について、事業のあり方や経営形態の観点も踏まえ、聖域なく抜本的に見直すこととし、早期に「特別会計整理合理化計画」を策定する。</p> <p>○持続可能な社会保障制度の構築(010)</p> <p>・将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築するため、給付と負担のバランスのとれた改革を実施し、社会保障制度の各般を通じ、過大な伸びを抑制し、国民負担の大幅な増大を避ける。税と社会保障料負担等をあわせた国民負担率を50%以内に維持するとの目標を掲げて歯止めとする。</p> <p>○公務員改革(020②)</p> <p>・地方公務員の総定員について過去5年間の実績を大きく上回る純減を実現し、総人件費を大幅に削減する。</p>	<p>○平成18年度予算においては、歳出・歳入両面からの努力が行われた結果、国の一般会計の基礎的財政収支は▲11.2兆円となる見込みで、対前年度比+4.7兆円の改善。国・地方の基礎的財政収支はGDP比▲2.8%となる見込みで、対前年度比+0.5%の改善。</p> <p>○高齢者自己負担の見直し等の医療制度改革及び診療報酬マイナス改定により医療給付費を抑制。</p> <p>○「総人件費改革の実行計画」等に基づき、国の行政機関の定員を今後5年間で5%以上純減するとともに、地域の民間賃金のよりの確な反映を図る等の給与構造改革を着実に実施。</p> <p>○「行政改革の重要方針」等に基づき、特別会計の数を現行の1/2から1/3程度に大幅に削減するほか、今後5年間に於いて合計20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す。その第一歩として18年度予算で13.8兆円の積立金・剰余金を活用する。</p> <p>○「次世代に過度な負担を残さない、財政の持続可能性を確保する」との観点から、党内に「歳出改革に関するプロジェクトチーム」を設置。</p>	財金
	(3)地方財政改革(国庫補助負担金・地方交付税交付金の縮減等)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>三位一体改革の推進(017)</p> <p>19年度以降も地方の意見を尊重しつつ、一般財源を確保のうえ、地方分権をさらに推進するとの展望のもと、当面18年度までの三位一体改革の全体像(補助金廃止4兆円、税源移譲3兆円規模、地方交付税見直し)を確実に実現する。</p>	<p>○平成16年度から18年度の3年間で、合計約4.7兆円の国庫補助負担金改革を実施するとともに、3兆円の税源移譲を実現した。地方交付税については、臨時財政対策債を含め、3年間で5.1兆円の抑制等の改革を行う一方、平成18年度については地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保した。平成18年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行う。</p>	総務
	(4)2007年度を目途に消費税率の引上げを含む税体系の抜本的改革を実現	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○税制の抜本的改革(009⑦)</p> <p>・引き続き聖域なき歳出改革に果敢に取り組みながら、国民の合意を得つつ、新しい時代にふさわしい税体系を構築する。</p> <p>・19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的改革を実現する。</p> <p>【平成18年度税制改正大綱(17年12月15日)】</p> <p>○平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</p>	<p>○消費税を含む税体系の抜本的改革については、税制調査会を中心に引き続き議論。</p>	財金
	(5)研究開発・設備投資の促進など企業活力の向上、会社法制定への対応、不動産の流動化促進等に必要税制措置	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044)</p> <p>・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。</p>	<p>○平成18年度税制改正において、以下の措置を講じた。</p> <p>・研究開発税制について試験研究費を増加させるインセンティブを付与する改正を行うとともに、情報基盤強化税制を創設。</p> <p>・業績連動型役員報酬の取扱いや役員報酬の定期定額要件の緩和を行うとともに、交際費課税の対象を見直し。</p> <p>・土地の有効利用の促進や土地取引の活性化を後押しする観点から、土地の売買等に係る登録免許税を軽減。</p>	財金

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(6)法人実効税率の引き下げ	【自民党政権公約2005】 ○民間経済活動を活性化する税制改革を実施(044) ・税体系の抜本的改革等の税制改正に当たっては、経済活力の維持・向上と国際競争力強化の観点を重視。	○我が国の法人税率は、累次の引下げにより他の主要国並みとなっているが、中長期的な法人税負担のあり方については、税体系全体のあり方等との関連を踏まえ、税制調査会を中心に引き続き議論。	財金
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革	(1)年金・医療保険、介護保険の一体的改革	【自民党政権公約2005】 ○将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築するため、給付と負担のバランスのとれた改革を実施し、社会保障制度の各般を通じ、過大な伸びを抑制し、国民負担の大幅な増大を避ける(010)。	○少子高齢化が進展して人口減少社会が到来する中、社会保障制度が国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットとして重要な役割を果たしていくためには、世代間の公平性を確保し、制度の持続可能性を高める必要があり、平成16年には年金制度改革、平成17年には介護保険制度改革を実施したところ。本年は、今国会において、医療制度改革関連法案を審議中。	厚労
	(2)重点的・効果的な少子化対策	【自民党政権公約2005】 ○「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進。また、地域・企業における子育て支援の推進に向けて国民的な運動を進める。(100)	○「子ども・子育て応援プラン」に基づき、若者の自立、働き方の見直し、地域の子育て支援など各般にわたって具体的な目標を掲げ、施策を総合的に進めているほか、地方公共団体や企業においても、平成17年4月に本格施行した次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定し、取組を推進していただいているところ。また、平成17年10月から開催している「少子化社会対策推進会議」において議論の取りまとめを行う予定。 ○このような取組をさらに推進すべく、平成18年度においては、待機児童解消に向けた保育所の受入児童数の拡大や放課後児童クラブの拡充、育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成の実施や、児童手当制度について、支給対象年齢を小学校修了まで拡大する等の取組を実施しているところ。	厚労 内閣
	(3)医療保険制度の効率化・重点化(2010年度の公的医療給付費を30兆円以内に抑制)	【自民党政権公約2005】 ○国民皆保険制度を堅持しつつ、効率が良く、質の高い適切な医療の提供を確保するため、医療制度の改革を断行する。(012)	○皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」、地域の医療機能の適切な分化・連携を進めるための医療計画制度の見直し、小児救急医療を始めとする地域において必要な医療の確保等を内容とする「良質な医療を提供するための医療法等の一部を改正する法律案」について、今国会において審議中。(改革前33兆円に比べて、2010年段階で33兆円→31兆円程度と、2兆円程度、抑制される目安)	厚労
	(4)被用者年金の一元化	【自民党政権公約2005】 ○公務員を含めたサラリーマンの年金制度の一元化を推進し、いわゆる官民格差の是正を推進。(014)	○被用者年金の一元化については、今年に入り、「被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会」を設置し、4月末までに被用者年金一元化の基本方針を閣議決定できるよう検討を進めている。	厚労
	(5)社会保障負担水準の維持(厚生年金保険料率は15%相当で固定)	【自民党政権公約2005】 ○給付と負担の両面から平成16年に改革を行い、将来にわたって国民の信頼に応えられる持続可能で安心な年金制度を構築した。(014)	○平成16年の年金制度改革において、マクロ経済スライドの導入により給付水準を抑制(モデル世帯の所得代替率は59.3%(平成16年)から50.2%(平成35年)に低下)した結果、年金給付費は対国民所得比で2025年度まで約12%で横ばいにとどまる見通しとなり、持続可能な制度を構築した。厚生年金の保険料水準は、仮に改革を行わなければ25.9%までの引上げが必要であったところを、18.3%を上限として固定した。	厚労

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(6)消費税を含めた社会保障財源の確保	<p>【自民党政権公約2005】 ○税制の抜本的改革(009⑦) ・19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。</p> <p>【平成18年度税制改正大綱(17年12月15日)】 ○平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</p> <p>○平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。</p>	<p>○「歳出・歳入一体改革」については、与党及び政府において、精力的に議論中。</p> <p>○消費税を含む税体系の抜本的改革については、税制調査会を中心に、引き続き議論。 (注)基礎年金の国庫負担割合の1/2への引上げについては、16年年金改正法附則において、「平成19年度を目途に、…所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度まで」に行うこととなっている。</p> <p>○平成18年度税制改正大綱の「平成19年度を目途に、税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組む」との方針に則り、党税調において3月より精力的に議論を積み重ねているところ。 なお、基礎年金国庫負担割合については、平成16年の年金改革の際に、平成21年度までに3分の1から2分の1に引き上げることとしており、平成18年度までに、定率減税の縮減等による税収増により、3分の1から35.8%まで引き上げたところ。</p>	厚労
	(7)個人番号制、個人会計制度の整備	<p>【骨太の方針2003】 ○「社会保障個人会計(仮称)」の導入に向けて検討を進める。</p>	○年金については、平成16年の年金制度改正において、保険料納付実績と年金給付見込みを情報提供する実質的な「個人勘定」とも言うべきポイント制を導入。(平成20年4月施行予定)	厚労
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	(1)公共サービス効率化法(市場化テスト法)の2006年通常国会への提出、早期成立	<p>【自民党政権公約2005】 ○公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を17年度中に国会に提出するため、準備に着手する。(003①)</p>	○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」として、2月10日に国会提出済み。	行革
	(2)医療など重点分野における規制改革の一層の推進	<p>【自民党政権公約2005】 ○官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与について徹底した規制改革を進める。(002)</p>	○規制改革・民間開放推進会議が平成17年12月21日にとりまとめた「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずることとなった。また、「第2次答申」を踏まえて、平成18年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」の再改定に合わせて、官業の民間開放の部分についても再改定し、政府の取組として閣議決定した。	行革
	(3)構造改革特区、規制改革・民間開放集中受付月間における要望の実現数の向上	<p>【自民党政権公約2005】 ○構造改革特区の推進(061) 経済の活性化を図るため、今後も定期的に提案募集を行い、一つでも多くの地方団体や民間の提案を実現するとともに、成果のあがった特区を全国展開する。</p> <p>○規制改革・民間開放(002) 官製市場や国民生活、産業活動に対する国の関与について徹底した規制改革を進める。</p>	<p>○構造改革特区 民間事業者等や地方公共団体との対話を深めるため、集中受付月間の際に、特区、規制改革・民間開放に係る提案募集の個別説明会(キャラバン)を開催。平成16年度は全国20箇所、平成17年度は全国42箇所で開催。また、平成17年3月に「有識者会議」を設置し、特区提案で実現しなかったものについて再検討を行った。これらの取組を受け、これまで547の規制改革を実現。また、現在、特区制度の見直しを検討中。</p> <p>○規制改革・民間開放 昨年10月の規制改革・民間開放集中受付月間(もみじ月間)については、全国規模の要望は636項目あり、18年度中に実施するもので、対応策が明確であるものは34項目、すでに要望を満たしているもの124項目となった。この他に「規制改革・民間開放推進3か年計画」に新たに記載可能なもの、引き続き調査審議を行う必要があるものがある。</p>	行革
	(4)国家公務員制度の抜本改革(内閣による一元的人事・再就職管理の導入、身分保障の在り方の見直し)	<p>【自民党政権公約2005】 ○能力、実績主義の人事、再就職の適正化等を推進するため、公務員制度改革関連法案の早期国会提出を期する。(005①)</p>	○政府において関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。	行革

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	<p>(5)郵政民営化に向けた準備、政策金融改革、独立行政法人改革</p>	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○郵政民営化に向けた準備 参議院において否決された民営化関連6法案を次期国会で成立させる。(001)</p> <p>○政策金融機関の改革 本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめ、20年度に新体制に移行する。(007①)</p> <p>○独立行政法人の改革 独立行政法人について、3～5年ごとの「中期目標期間終了時の見直し」のもとで、廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般を極力整理縮小するとともに、原則として非公務員化する。特殊法人等から移行した独立行政法人については、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出を削減する。(007②)</p>	<p>○郵政民営化に向けた準備 郵政民営化関連6法は、第163回特別国会にて平成17年10月14日成立、同年10月21日交付された。同法に基づき、郵政民営化推進本部(本部長:小泉純一郎内閣総理大臣)が同年11月10日に、準備企画会社である日本郵政株式会社(代表取締役社長:西川善文氏)が平成18年1月23日に、それぞれ発足し、同社において「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を作成中である。また、同法に基づき、郵政民営化委員会(委員長:田中直毅氏)が平成18年4月1日に発足、日本郵政公社による国際物流事業への進出について審議し、認可することが適当である旨同年4月12日総務大臣あて意見が提出され、同年4月17日総務大臣から日本郵政公社あて認可された。</p> <p>○政策金融機関の改革 昨年11月、政府与党で合意した「政策金融改革について」等を踏まえ、本年3月に提出された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(行政改革推進法案)」に改革の基本方針が盛り込まれ、20年度から新体制に移行することとなった。</p> <p>○独立行政法人の改革 17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人56法人を42法人に整理・統合することとしたほか、44法人について役職員の身分を非公務員化した。また、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定め、業務運営効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費、事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営にすることとしている。</p>	総務 行革
	<p>(6)新会社法の円滑な施行(企業実態に合った施行規則の制定等)</p>	<p>○コーポレート・ガバナンスの強化。監査役・監査委員会取締役について、会計に関する専門的な知識を有する者の選任を義務づけるとともに、これらの者の選任決議において、当該候補者が会計に関する専門的な知見を有する者である旨及びその内容等を開示することを義務づける。社外取締役・社外監査役の要件について、経営者からの「独立性」に関する要件を加える。</p>	<p>○平成18年2月7日公布の「会社法施行規則」において、大会社・委員会設置会社に対して「内部統制システムの構築の基本方針」の決定内容について事業報告における開示を義務づけ(会社法施行規則118条2号等)、コーポレート・ガバナンスを強化。社外取締役及び社外監査役の属性等に関して事業報告における開示を充実(会社法施行規則124条)。</p>	法務
	<p>(7)競争政策の抜本改革(独禁法の措置体系の見直し、より一層適正な手続きの確保など)</p>	<p>○独占禁止法違反行為に対する効果的な抑止を図るための適切な措置・手続の在り方について検討を進める。 なお、入札談合等関与行為防止法については、刑罰規定を設けるなどの改正法案を今通常国会に提出している。</p>	<p>○内閣府における「独占禁止法基本問題懇談会」での検討状況もにらみ2年後の見直しに向けて、独占禁止法調査会において議論を進めていく。</p>	経産
<p>4. 科学技術創造立国の実現に向けた政策の推進</p>	<p>(1)先端技術開発と産業化の推進</p>	<p>○政策目標の実現シナリオの産学官での共有を図ること等により、効果的な研究開発を促進する。 また、研究開発施策と導入支援、標準化等の関連施策との一体的取組(「研究開発プログラム」)を強化し、新産業の創造につなげる。</p> <p>○平成18年度予算額2,190億円(平成17年度予算額2,308億円)</p>	<p>○「新産業創造戦略2005」を踏まえ、新産業につながる技術分野(半導体、創薬・診断、ロボット等の21分野)毎に、「技術戦略マップ」を活用し、政策目標の実現シナリオの産学官での共有を図ること等により、効果的な研究開発を促進。また、研究開発施策と導入支援、標準化等の関連施策との一体的取組(「研究開発プログラム」)を強化し、新産業の創造につなげる。</p> <p>平成18年度においては、第3期科学技術基本計画に掲げられる政策目標実現に向けて、イノベーションによる国際競争力の強化等を目指すプロジェクト群を重点的に推進する。また、「技術戦略マップ」については、質的向上を図るため、毎年度ローリング(見直し)。</p> <p>○大学等の独創的な研究成果(シーズ)の促進を図るため、公募により研究開発を推進。</p> <p>○我が国の先端研究分野において真に創造的・独創的な研究を推進し、世界最先端の研究成果をあげていくために不可欠な先端計測分析技術・機器の開発を推進。</p>	文科 経産 内閣

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(2)コンテンツ産業の振興(わが国発の良質なコンテンツの内外への発信と多面的な活用)	<p>○わが国の強みを基にした新産業の創造、ものづくり産業、匠の中小企業の強化、文化芸術を世界に広めるコンテンツ産業の強化を推進します。</p> <p>○映画やアニメなどのコンテンツを育成するため、高等教育機関へのコンテンツ学科設置促進、放送コンテンツ流通における取引慣行の是正、東京国際映画祭の拡充を行います。</p>	<p>○知的財産戦略本部が決定する推進計画において「コンテンツをいかした文化創造国家への取組」の章を設け施策を記載。</p> <p>○知的財産戦略本部にデジタルコンテンツWGを設置し、「デジタルコンテンツの振興戦略」をとりまとめ。さらに、わが国発のオリジナリティあるコンテンツの先進的な表現手法や高品質なコンテンツの制作・発信を促進するため、デジタルコンテンツの創造・発信に資する基盤技術の研究開発を推進。</p> <p>○「アジアコンテンツ産業セミナー閣僚会合」を東京で開催。アジア14カ国の閣僚レベルで共同声明をとりまとめ。</p> <p>○東京国際映画祭において、コンテンツ取引マーケット(TIFFCOM)を開催。</p> <p>○映像産業振興機構(VIPO)と連携しつつ、インターンシップを開催するなど、産学連携を推進。</p>	経産 文科
	(3)府省の壁を越えた研究開発推進体制の整備	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現</p> <p>第3期科学技術基本計画において研究開発投資の対GDP比ベースでの確保を目指す。重点4分野に加え、国際競争力の急速な回復を要する分野として、スーパーコンピュータ、宇宙輸送システムなどを「国家基幹技術プロジェクト」として推進する。(031)</p>	<p>○第3期科学技術基本計画に「総合科学技術会議の司令塔機能の強化」を掲げ、同計画で示された重要政策が的確・着実に具現化されるよう、府省縦割りの施策に横串を通す科学技術連携施策群の補完的研究開発課題における公募等を通じた本格的推進や調査分析・調整機能の強化等を行う。</p>	文科 内閣
	(4)知的財産政策の強化	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○知財立国を確立するため、創設された知財高裁の活用、世界最高水準の迅速・的確性をもつ特許審査の実現、模倣品・海賊版拡散防止条約の締結などにより、知的財産の保護・活用の環境整備をさらに推進する。(048)</p>	<p>○科学技術の振興と発展の観点から、知的財産に関し取り組むべき具体策をとりまとめた「知的財産戦略について」を策定。また、その内容は知的財産戦略本部が取りまとめた「知的財産推進計画2005」にも反映。</p> <p><特許審査の迅速化></p> <p>○特許審査を迅速化するため、平成16年度から平成20年度までの5年間に、毎年100人、合計500人を目標に任期付審査官を増員。</p> <p>○先行技術調査の外注の拡大のため、平成18年度予算で所要の措置を(167億円)。</p> <p>○二階経済産業大臣を本部長とする特許審査迅速化・効率化推進本部の設置、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の策定、実施。</p> <p><模倣品・海賊版対策></p> <p>○「模倣品・海賊版拡散防止条約」構想についての検討にも資するための調査費用として、平成18年度予算で所要の措置(「模倣品対策強化事業」:新規2億円)。</p> <p>○海賊版対策を徹底するため、平成18年度予算で所要の措置(「アジア地域における海賊版対策支援事業」:3億円)。</p> <p>○アジアにおける知財侵害対策関係者の人材育成支援のため、平成18年度予算で所要の措置(4億円)。</p> <p>○デザイン・ブランドの保護に資する意匠法等の一部を改正する法律を通常国会に提出中。</p> <p>○2005年7月のG8サミット(グレンイーグルズ)において、小泉総理より、「知的財産権について大事な問題であり、G8で協力していくべき。知的財産権侵害の拡散防止に向けた国際的な約束をまとめていくべき。」との発言。その後、同G8サミットにおいて採択された「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」に基づき、05年10月及び06年3月に開催のG8知財専門家会合等を通じ、「模倣品・海賊版拡散防止条約」構想についての検討等、国際的な枠組みの構築に向けて各国と意見交換。</p>	経産 内閣

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(5)産学官の連携促進	<p>○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」を実現するため産学官連携の推進、産学官連携を通じたイノベーションの創出、産学官連携による産業技術人材の育成を行う。</p>	<p>○大学の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発に対する支援を実施。</p> <p>○大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進し、大学発ベンチャー創出を支援。(大学発ベンチャー数 1,141社(平成17年8月現在))</p> <p>○「大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき承認されたTLO(承認TLO)に対して、技術移転事業に必要な資金の一部を補助。さらに、技術移転実績が特に優れたTLOをスーパーTLOとして位置付け、我が国に不足している技術移転人材の育成を集中的に行わせること等を通じ技術移転体制の抜本強化。(承認TLO:41機関(平成18年3月))</p> <p>○産学官連携のための意識改革を進めるため、「産学官連携サミット」及び「産学官連携推進会議」を毎年開催。また、第3期科学技術基本計画において、絶えざるイノベーションの創出を実現するための持続的・発展的な産学官連携システムを構築していくことを目標に掲げた。さらに、産学官連携に関する各種専門知識や実務経験を有する人材(産学官連携コーディネーター)を、大学等のニーズに対応して配置。(産学官連携コーディネーター数 91名(平成18年4月現在))</p> <p>○大学等における技術者教育の「質」の確保・向上を促進するため、高等教育機関・大学院で行われる専門工学教育プログラムを評価・認定するア krediteーション制度の導入を支援(平成17年5月時点で97高等機関等の186プログラムを認定)。</p> <p>○製造現場における中核技術を維持・確保するための実践的な人材育成を、産業界と大学等が一体となって行う事業を全国36カ所で実施。</p> <p>○技術と経営を理解し、研究開発の成果を経済的価値に結びつけるマネジメント能力を持った技術経営(MOT)人材を育成するため、産学連携により必要なプログラム、教材の開発やモデル事業を実施(平成14年度より延べ148機関に委託、平成17年度のMOT人材育成コースの受入態勢は約4000人)。</p> <p>○大学等と民間企業の共同研究を推進するため、イノベーション創出につながるような本格的な共同研究への発展を目指し、大学と企業が課題設定の段階から対話を行い本格的な育成段階につなげていく共同研究をマッチングファンド形式で支援を実施。(国立大学等における共同研究数 9,378件(平成16年度))</p> <p>○大学等における知的財産の創出・保護・活用を戦略的に実施するため、大学知的財産本部整備事業を43機関において実施。また、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」を6機関において整備。</p> <p>○大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するためにイノベーション・ジャパン～大学見本市～を実施。</p>	文科 経産
	(6)第3期科学技術基本計画の策定(対GDP比1%の政府研究開発投資の総額目標)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現</p> <p>第3期科学技術基本計画において研究開発投資の対GDP比ベースでの確保を目指す。重点4分野に加え、国際競争力の急速な回復を要する分野として、スーパーコンピュータ、宇宙輸送システムなどを「国家基幹技術プロジェクト」として推進する。(031)</p>	<p>○平成18年度からの5か年を対象とした第3期科学技術基本計画が閣議決定された(平成18年3月28日)。本基本計画は、政府研究開発投資の対GDP比が1%、計画期間中におけるGDPの名目成長率が平均3.1%を前提として、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指し、平成18年度より22年度までの政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることが必要であるとしている。今後、この着実な実施に向け、「若手研究者や女性研究者の活躍促進など優れた人材の養成・確保」「基礎研究の充実と産学官連携を通じたイノベーションの創出」「国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術の推進」などを積極的に推進。</p>	文科

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(7)次期ICT利活用国家戦略の策定	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○生活に密着したIT社会の構築(u-Japan政策の推進) 情報家電などを情報通信ネットワークで接続することにより、ITを生活面に活用するユビキタスネット社会を2010年までに実現する。(028)</p> <p>○情報格差の是正などITによる安全・安心な社会の実現 情報格差(デジタル・ディバイド)解消を目指し、2010年までにブロードバンド基盤を全国整備し、災害対策等にITを活用して安全・安心社会を実現する。(030)</p> <p>○人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現 第3期科学技術基本計画において研究開発投資の対GDP比ベースでの確保を目指す。重点4分野に加え、国際競争力の急速な回復を要する分野として、スーパーコンピュータ、宇宙輸送システムなどを「国家基幹技術プロジェクト」として推進する。(031)</p>	<p>○e-Japan戦略に続く新たなIT戦略としてIT新改革戦略がIT戦略本部決定された(平成18年1月19日)こと、および第3期科学技術基本計画が閣議決定された(平成18年3月28日)ことを踏まえ、以下の研究開発等を推進する。</p> <p>・将来の超高速計算機を目指して、既存技術の延長では突破できない「高速化の壁」を打ち破るためのブレークスルーとなり、かつ波及効果の大きなハードウェアの要素技術の確立を目指す。システムインターコネクト技術などのハードウェアに関する要素技術の研究開発</p> <p>・世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成のための研究開発推進の一環として、超高速インターネット衛星の開発・実証実験</p> <p>・高度情報化へ進む社会への貢献と将来の宇宙活動の展開に必要なインフラ技術の獲得のため、多様なミッションに対応可能な大型静止衛星バス技術、世界最大・最先端の大型展開アンテナ技術及び移動体衛星通信技術並びに衛星測位基盤技術等の実証・分散した コンピュータを高速ネットワークで結ぶ事による、世界水準の高速コンピュータ環境の構築</p> <p>・ユビキタス社会において、小型の携帯端末環境でも、高精細で高価値なコンテンツに関する利用者の要求を安全かつリアルタイムに処理することが可能な、安全が確保された組込型基本ソフトウェアや、高度な暗号化に対し不正なアクセスに対しても高い防御力を有する電子タグ等の基盤技術の研究開発</p> <p>・誰もがいつでもどこでも教育、文化・芸術に触れられる環境を実現することを目的として、そのために不可欠なコンテンツの創製を目指し、教育、文化・芸術分野における知的資産の電子的な保存・活用等(デジタルアーカイブ化)に必要なソフトウェア技術基盤の構築</p> <p>・世界最高水準の高度情報通信システム形成のための鍵となるソフトウェア開発を実現させ、いつでもどこでも誰でも安心して参加できるIT社会を構築するため、社会の基盤となるソフトウェアの研究開発と研究者養成を一体的に推進</p> <p>・大学等における情報通信技術研究のうち、実用化が期待できる技術(モバイル、光、デバイス等)について、大学等が持つ知見・ノウハウなどの研究ポテンシャルを最大限に活用したプロジェクト研究</p> <p>・地球シミュレータ等の超高速コンピュータを活用し、人の個体差に応じた創薬の開発などを可能とする生命現象シミュレーションなどの世界最高水準のマルチスケール、マルチフィジックス・シミュレーションソフトウェアの研究開発</p> <p>・研究開発現場に高速研究情報ネットワーク等の高機能ITを活用することにより、研究開発スタイルを変革し、新たな研究分野(融合研究領域等)を創出する「eサイエンス」の実現に向け、「画像情報等の交換によるリアル実験環境の実現」、「大規模データベース統合のための知識データの獲得・処理・検索技術の開発」等研究情報基盤技術等の開発・整備</p> <p>・大学・研究機関を接続する学術情報ネットワーク(SINET)の整備や大学等先端的研究機関を最大10Gbpsの回線で接続する世界最速の研究ネットワーク「スーパー SINET」の整備等、情報・システム研究機構における学術情報基盤の整備</p> <p>○今後とも我が国が科学技術・学術研究、産業等広範な分野で世界をリードし続けるため、平成18年度から、世界最先端・最高性能の「次世代スーパーコンピュータ」の開発・整備及び利用技術の開発・普及を推進する。</p> <p>○大学院を対象に、企業等において先導的役割を担えるポテンシャルを備えた「先導的ITスペシャリスト」の育成を行うための拠点形成を支援する。</p>	文科

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会								
5. 持続可能な経済社会の実現に向けた真に実効あるエネルギー・環境政策の推進	(1)原子力を基幹に据えたエネルギー源の多様化、ベストミックスの推進(含む原子燃料サイクルの推進)	<p>○脆弱なエネルギー供給構造を是正するため、石油・天然ガスの自主開発、風力・太陽光等の再生可能エネルギーの普及拡大、省エネルギーの徹底を総合的、戦略的に進める。</p> <p>○資源・環境制約が強まる中、電力安定供給体制を確立するため、安全確保を大前提に原子力を基軸電源に位置づけるとともに、安全レベルを維持しつつ設備利用向上を図る。また立地地域との共生政策の充実、原子力エネルギー教育の拡充を推進する。高速増殖炉の開発、核燃料サイクルシステムの確立、ITER等核融合研究開発事業を着実に推進する。</p>	<p>○戦略的地域での自主開発の推進と供給源の多様化。権益の保全、産油・産ガス国との多面的な協力関係の強化等、総合資源で、石油・天然ガスを自主開発。</p> <p>○再生可能エネルギーについては、導入補助の効率化、地域における集中的導入の支援、技術開発の重点化、RPS法の着実な運用等を行った。</p> <p>○省エネ対策は、民生・運輸部門の対策を強化すべく省エネ法を改正し、工場・事業場の指定対象拡大による民生部門の規制強化、住宅・建築物に係る措置の強化を図るとともに、新たに一定規模以上の輸送事業者・荷主に対し省エネ措置を義務づける等運輸部門に係る措置。さらに、産業・民生・運輸部門の省エネ関連機器等の導入支援、省エネ技術開発等の施策を推進。</p> <p>○また、基幹電源として原子力を着実に推進するため、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の開始等、核燃料サイクル施設や原子力発電施設の円滑な立ち上げ及び立地の推進、関連技術の開発や天然ウランの安定供給確保、プルサーマルの推進等の政策を着実に実施。また、再処理等を適正に実施すべく使用済燃料の再処理のための積立金の積立及び管理に関する法律を制定し、運用を開始。</p> <p>○立地地域との共生政策は、電源三法交付金制度や電源地域への企業誘致補助制度、電源地域振興モデル事業などを通じた支援等による、電源立地地域の振興、立地地域におけるシンポジウムや説明会等を通じた住民との対話の強化などにより、地域との良好な関係の構築に取り組んだ。</p> <p>○原子力エネルギー教育は、小・中・高校生等を対象に、エネルギー問題に対する理解を深めるための副教材の作成・配布や講師の派遣等を行った。</p> <p>○さらに、高速増殖炉の開発、ITERの関連施設の誘致などに取り組んだ。</p>	経産								
	(2)環境税など経済統制的な施策によらず、企業の自主的な取組みを尊重した温暖化対策の推進	<p>【平成18年度税制改正大綱】</p> <p>○環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○環境研究・環境技術開発の戦略的推進や環境ビジネスの振興を促進し、環境産業先進国を堅持するとともに、環境保護と経済成長が両立した活力ある経済社会の構築に資する。(055)</p> <p>○京都議定書目標達成計画に盛り込まれた対策・施策を強力に推進するとともに、その評価・検証を行い、必要な追加的施策等について検討する。脱温暖化に向け、ライフスタイルを転換するための国民運動を展開する。(118)</p>	<p>○京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況については、党地球環境委員会(清水嘉与子委員長)及び政府地球温暖化対策推進本部において点検を行い、必要に応じ施策の強化を図る。党地球特においては4月より、平成18年度の検証を開始。</p> <p>○平成18年度予算で政府全体で京都議定書目標達成計画関係として以下の通り措置。</p> <table border="1" data-bbox="1780 1176 2611 1302"> <tr> <td>【分類別内訳】 京都議定書の6%削減約束に直接の効果があるもの</td> <td>4,537億円</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの</td> <td>1,209億円</td> </tr> <tr> <td>その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの</td> <td>3,382億円</td> </tr> <tr> <td>基盤的施策など</td> <td>329億円</td> </tr> </table> <p>【主な新規予算】京都メカニズムのクレジット取得事業 54億円(新規)</p> <p>○事業者による自主的な排出抑制を促進するため、改正地球温暖化対策推進法による事業者の排出する温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を、本年4月1日から実施。</p> <p>○地球温暖化対策推進法一部改正法案、NEDO法及び石油特会法の一部改正法案及びフロン回収破壊法一部改正法案を第164回国会に提出。</p> <p>○社会経済活動の経済面、社会面、環境面を統合的に捉える「統合的アプローチ」を深化させ、具体的な施策をより一層強力に進めるため、党環境調査会(小杉隆会長)において平成18年4月より、環境と経済、エネルギーと税との関係等について有識者や企業・団体などからヒアリングを開始。</p> <p>○環境、経済、社会の各側面の統合的な向上等を目指す第三次環境基本計画を平成18年4月7日に閣議決定。</p> <p>○平成18年度予算において、環境技術のより一層の開発・普及を図るため、環境技術開発等推進費(競争的資金:8.8億円)等を拡充するとともに、中央環境審議会において、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を取りまとめた。</p>	【分類別内訳】 京都議定書の6%削減約束に直接の効果があるもの	4,537億円	温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	1,209億円	その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	3,382億円	基盤的施策など	329億円	経産
【分類別内訳】 京都議定書の6%削減約束に直接の効果があるもの	4,537億円											
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	1,209億円											
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	3,382億円											
基盤的施策など	329億円											

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
			<p>○平成18年度予算において、次の各種施策のための経費を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年頃の日本、アジアと地球の環境を見通した、環境政策の超長期のビジョンの策定 ・環境データの整備利用体制の充実、戦略的環境アセスメント等に必要の研究等 ・環境ビジネスの市場拡大を図るための、グリーン購入推進経費の拡大や環境に配慮した設備投資の普及促進事業の創設 ・環境教育・学習、パートナーシップの促進を全国に展開するための事業の充実 <p>○国民運動については、「チーム・マイナス6%」の愛称のもと、夏の軽装「クールビズ」など、国民に具体的な行動を呼びかけるキャンペーンを行っている。</p>	
	(3)わが国環境技術を通じた地球規模の温暖化防止への貢献への拡大、米国や中国が参加する新たな国際的枠組みの構築	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○京都議定書の約束期間後(2013年以降)の次期枠組みについて、イニシアチブをもって米国や中国をはじめとするアジア地域の主要排出国等と国際交渉をまとめる。(119)</p>	<p>○地球規模での長期的な温室効果ガス排出削減に向けて、平成17年11月28日から12月9日に開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)及び京都議定書締約国会合(COP/MOP1)において、米国や中国・インドなどの途上国を含む全ての気候変動枠組条約締約国を対象とした長期的協力についての対話の開始等の合意への貢献を行った。</p>	環境
	(4)政府・自治体・消費者・事業者の各々が適切な役割を果たす循環型社会の実現	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○各種リサイクル法の強化等、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、リサイクルの「3R」を推進し、ゴミゼロ社会の実現を目指す。アジア各国との政策対話や途上国への技術移転を通じ、3Rを国際的に展開する。(120)</p>	<p>○国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携の下で容器包装廃棄物の効果的・効率的な3Rの推進を図るため、容器包装リサイクル法一部改正法案を第164回国会に提出。</p> <p>○平成18年度予算において、市町村の自主性と創意工夫をいかし、地域における循環型社会づくりを支援するため、循環型社会形成推進交付金(923億円)等を措置。</p> <p>○平成18年度予算において、産廃業者の優良化推進を含め、不法投棄対策と産業廃棄物の適正処理を推進するための経費を措置。</p> <p>○平成18年度予算において、アジア各国との政策対話や計画・ビジョンの策定支援・協力を推進するため、3Rイニシアティブ国際推進費(1億円)を措置。</p>	環境
6. 心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進	(1)21世紀にふさわしい教育理念の確立、教育基本法の改正	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○子どもたちの未来のために教育基本法を改正</p> <p>教育基本法を改正し、豊かな情操と道徳心にあふれ、正義と責任を重んじ、伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心や公共の精神が身に付く教育を実現するとともに、家庭や地域の教育力の回復を期する。教育振興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育を進める。(025)</p>	<p>○教育基本法の改正は大変重要な問題であることから、与党では、平成15年5月以来、「与党教育基本法改正に関する協議会」及びその下の「検討会」において、精力的に議論を重ね、本年4月13日に与党協議会として「最終報告」を取りまとめたところ。(平成18年4月13日までに、協議会10回、検討会70回開催)我が党としては、速やかな教育基本法の改正に取り組む。</p>	文科

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(2)多様な教育の実現(教育委員会や学校への権限委譲、株式会社立学校等の参入促進、学習指導要領の柔軟な運用など)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○構造改革特区の推進 経済の活性化を図るため、今後も定期的に提案募集を行い、一つでも多くの地方団体や民間の提案を実現するとともに、成果のあがった特区を全国展開する。(061)</p> <p>○「確かな学力」と「豊かな心」の育成 「確かな学力」を育成するため、学習指導要領全体を見直し、家庭・学校・地域社会が一丸となった「豊かな心」の育成を推進する。(095)</p>	<p>(教育委員会や学校への権限委譲)</p> <p>○中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月26日)において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当」との提言が出されており、これを踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会との協議を行い、十分な共通理解を得た上で、必要な制度改正を実施。</p> <p>○同答申において、「教育内容に関する学校の裁量を拡大するとともに、予算面で学校の企画や提案に基づいた予算の配分や、用途を特定しない裁量的経費の措置など、学校裁量の拡大を更に進めることが必要」、「このため、学校の設置者である教育委員会において教育委員会規則の改善や学校予算の配分方法の工夫などを一層進めることが求められる」と提言されており、この答申を各教育委員会に周知し、取組を促進。</p> <p>(株式会社立学校等の参入促進)</p> <p>○構造改革特区において、株式会社等が学校を設置する場合、必要な資産の保有や、情報公開、セーフティーネットの構築等の措置を講じることを条件に、これを認めることとしているところ。</p> <p>(構造改革特区において設置されている株式会社立学校数 中学校1校、通信制高等学校12校、4年制大学2校、(平成18年4月現在))</p> <p>(学習指導要領の柔軟な運用)</p> <p>○平成15年の学習指導要領の一部改正において、学習指導要領に示していない内容(発展的な学習)も指導できることを明確化。また、地方公共団体の判断で、学習指導要領によらない教育課程を編成・実施する構造改革特別区域研究開発学校設置事業を実施(平成18年4月現在77件)。なお、このような取組を踏まえ、現在、中央教育審議会で進められている学習指導要領の見直しの議論において、現場主義の観点から、教育の質の確保に留意しつつ、教育課程上の学校の裁量を拡大することについて検討中。</p>	文科
	(3)生徒や保護者の選択の幅の拡大(学校評価や学校選択制の導入促進等)	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○義務教育の質的向上のため、国による学校評価ガイドラインの策定、外部評価システムの導入を進める。(094)</p>	<p>(学校評価)</p> <p>○平成18年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定。18年度は、「学校評価ガイドライン」に基づく評価実践研究を行うとともに、学校の第三者評価を試行。また、自己評価の義務化や外部評価の在り方についても検討。</p> <p>(学校選択制等)</p> <p>○学校選択制について、平成18年3月末に事例集を配布するとともに、各自治体に、学校選択制の導入の是非について、地域住民の意向を十分に踏まえた検討を促した。</p> <p>○保護者に対して、その子どもの就学すべき学校を市町村教育委員会が指定した場合、保護者が指定校の変更申立ができることを就学指定通知に明記すべき旨を省令(学校教育法施行規則)上に明定するとともに、いじめへの対応をはじめとした就学指定の変更が相当と認められる場合を予め公表するよう各自治体に求めた。</p>	文科
	(4)学校への予算配分の抜本的見直し(学校選択の結果を反映させる)、予算執行に当たっての学校側の裁量の拡大	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○義務教育の充実を国家戦略として位置づけ、必要な財源を確保する。(094)</p>	<p>○自らの地域の実情に応じて学校選択制を導入している自治体の学校においては、学校選択の結果が各学校の教職員数に反映されているところ。また、予算執行に当たっての学校側の裁量の拡大については、中央教育審議会答申(平成17年10月26日)の指摘も踏まえ、都道府県教育委員会へ指導等を実施。</p>	文科

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(5)教員の質の向上(教員養成・採用制度の改善、ユーザーによる教員評価制度の導入)	【自民党政権公約2005】 ○教員免許更新制の導入、専門職大学院制度の創設、新たな教員評価制度の確立などにより優れた教員を確保する。(094)	(教員養成・採用制度の改善) ○昨年12月、教職課程の質的水準の向上、教職大学院制度の創設及び教員免許更新制の導入等を提言した「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(中間報告)が中央教育審議会において取りまとめられたところ。現在、同審議会において、答申の取りまとめに向けて引き続き審議中。 ○特別免許状の活用促進等による多様な人材の学校教育への活用について、文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知。 (ユーザーによる教員評価制度の導入) ○「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を受けて、平成18年3月末に文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を出し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度等についての工夫・留意点を提示。	文科
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	(1)労働基準に関わる規制改革(ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入等)	○能力を存分に発揮できる環境を整備するため、労働時間にとらわれない働き方を可能にする	○厚生労働省において、労働時間にとらわれない働き方を可能にするよう、今後の労働時間法制の在り方について、緩やかな管理の下で一層の能力を発揮できるような制度創設を検討中である。	厚労
	(2)労働市場の活性化(民間委託による職業紹介・相談、能力開発の対象拡大)	○現在国会に提出されている「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」が成立したあかつきには、同法に基づく市場化テストの実施に着手する。	○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」の成立を前提として、人材銀行、キャリア交流プラザ及び求人量の確保を目的とした求人開拓等のハローワーク関連事業について、原則として今年中に市場化テストの手続を開始し、平成19年度に落ち札による事業の実施が開始されるよう措置する。	厚労
	(3)保育分野における規制改革(幼保一体化の推進、直接契約方式を前提とした利用者への直接補助形式(バウチャー制度)への移行)	○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、18年度からの本格実施を目指し、しっかりと取組を進める。	○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を今国会において、審議中。一方、直接契約方式及び直接補助方式の導入については、総合施設の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討することとしている。	文科 厚労
	(4)若年者雇用の促進(職場体験やインターンシップなどの推進、各省庁の連携)	○ニート、フリーターになることを防ぐため、職場見学や職場体験などを通じ、子どもたちの勤労観・職業観を育成するキャリア教育等を推進する。	○文部科学省、厚生労働省、経済産業省において、キャリア教育に係る事業の一体的かつ効果的な実施を図るため、学校、PTA、各教育委員会、各労働局・ハローワーク、各経済産業局、地方公共団体、地域の経営者協会や商工会議所等の関係機関の連携・協力を進めるよう、指示、協力依頼を行っている。 ○インターンシップについては、大学生を対象として、経済団体にインターンシップ受入企業開拓等の事業を委託し、その推進に努めており、平成17年9月までに、約5千件の受入企業を確保し、約2千8百の企業で約8千4百人の学生が参加したところである。また厚生労働省において、小中高校生を対象に就業体験を行うジュニア・インターンシップを実施しており、文部科学省の「キャリア・スタート・ウィーク事業」との連携の下、平成17年9月までに、約1万9千の企業の協力の下、約5万4千人が参加しているところである。	厚労
	(5)雇用保険三事業、労災保険福祉事業の廃止、縮小	○労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険三事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。	○労働福祉事業については、その合理化及び効率化を図る観点から徹底した精査を行うこととしており、厚生労働省において、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)を構成員とする労働福祉事業見直し検討会を開催し、抜本的な見直し作業を行っているところである。 ○雇用保険三事業については、失業等給付の事業に資するかどうかという観点から徹底した精査を行うこととしており、厚生労働省において、費用負担者である事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)を構成員とする雇用保険三事業見直し検討会を開催し、抜本的な見直し作業を行っているところである。	厚労

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(6)トライアル雇用の促進による企業の実態に即した障害者雇用政策	○障害者の社会参加の進展、就業意欲の高まりを踏まえ、改正障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用対策の充実強化を図る。	○改正法により、精神障害者に対する雇用対策強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援等を推進している。 ○また、企業の実態に即したトライアル雇用の効果的活用を図っており、事業実績(平成17年4月～平成18年2月)は、開始者数5,243人、常用雇用移行率81.6%となっている。このほかにも、委託訓練の拡充、ジョブコーチ助成金創設、障害者就業・生活支援センターの拡充・増設等による職場定着支援を図っている。	厚労
	(7)外国人を積極的に受け入れる体制整備(含む、専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し)	○外国人の在留管理について、治安対策特別委員会での議論を経て、平成17年6月に「新たな入国管理施策への提言」を発表し、不法滞在者の半減を目指して、厳正な管理を基本とした具体的な方策を示したところ。 ○また、外国人労働者問題については、現在、「自民党外国人労働者等特別委員会」において、議論・検討を行っているところである。	○左記の提言を受けて、政府において、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、関係省庁が集まり、的確な外国人の在留管理が行われるよう議論・検討を行っているところである。 ○また、外国人労働者問題については、政府においても、現在副大臣会議にプロジェクトチームを設置し、議論・検討を行っているところ。	厚労
8. 地方の自立と地域や都市に活力とゆとり、安全と安心を生み出すための環境整備	(1)中央集権・官主導の転換、地方行革の推進(含む市町村合併の推進、州制導入)	【自民党政権公約2005】(018、019、020) ○地方分権のさらなる推進、道州制導入の検討を促進 地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する。 ○市町村合併をさらに推進 市町村合併の結果、17年度末までに、1822自治体となるが、合併の進んでいない地域を中心に、さらなる合併を推進する。 ○地方の行政改革を徹底して実施 「集中改革プラン」 事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与・手当等の適正化、第三セクターの見直し等の改革について、17年度中に地方公共団体が作成・公表する「集中改革プラン」により、地方公共団体間の給与・財政状況等を比較可能とし、これを推進力として地方行革を強力に促進する。	○地方分権の推進に資するため、地方公共団体の組織及び運営の合理化を進め、その自主性・自律性の拡大を図るとともに、新しい時代に機能を発揮できる地方議会制度の見直しのための法律案を今国会提出したところであり、今後も「地方にできることは地方に」との原則に基づき、更なる地方分権の推進に積極的に取り組んでいく。 ○道州制のあり方については、17年10月、党道州制調査会の中間報告において、「広域的な地方自治の領域」にとどまるものではなく、国家の意思を住民にまで伝える「統治の形」としてどのような形がよいのか、というわが国の「国のかたち」、「統治機構のあり方」にかかわるものとし、道州制については、国民の意向を最大限尊重し、国会との関係、内閣との関係、国会議員の選挙制度との関連等を総合的に検討する必要があり、政治主導により方向性を示すべき問題であろうと位置づけた。また、18年2月には政府の地方制度調査会において答申が出され、広域自治体改革を国のかたちの見直しにかかわるものとして位置づけ、国と地方双方の政府のあり方の再構築によって我が国の新しい政府像を確立する見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が妥当と考えられるとの見解が示された。 道州制の導入については、引き続き幅広い見地から検討を進め、国民的な議論を喚起していく。 ○先行的試みとする北海道道州制特区については、将来の道州制導入の検討に資するため、国から権限移譲されることが想定される事務・事業の一部についての特例措置を講ずることを目的とする法律案を今国会に提出する。 ○市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が平成18年4月1日には1,820となり、着実にその成果を挙げてきているところ。今後も市町村の合併の特例等に関する法律(「合併新法」)により、引き続き自主的な市町村の合併を積極的に推進していく。 ○集中改革プランについては、各地方公共団体の集中改革プランの公表に向けた積極的な取組を促進するため、平成17年6月に説明会を開催し、総務省がヒアリングをする際のヒアリング項目案を示すなど、各種会議等を通じて機会あるごとに公表に向けた取組を要請した。また、平成17年秋には集中改革プランの公表に向けた作業の進捗状況をヒアリングするとともに、同年12月には各団体の公表予定時期を公表した。 ○各地方公共団体が平成17年度中に公表を行った集中改革プランについて、総務省において平成18年4月から5月にヒアリングを行い、取りまとめた上、団体間で比較可能な形で公表する予定。なお、都道府県・政令市の集中改革プランにおける定員管理の数値目標状況については、速報として平成18年4月10日に公表した。	総務

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(2)地域経済の活性化に向けた中小企業の自立と活力の向上	<p>○中小企業の自立、活力の向上のため、平成18年度予算案では、厳しい財政需要の中にあつて、前年度とほぼ同額の中小企業対策費を計上。また、地域の経済と雇用を担う存在である中小企業の活性化のため、金融セーフティネット対策、再生支援策、モノ作り中小企業への支援など、中小企業支援を強力に推進しているところ。</p>	<p>【中小企業金融対策】 ・セーフティネット保証・貸付 (12年12月創設、18年2月末現在) 実績：セーフティネット貸付50万2千件、9兆3千億円 セーフティネット保証57万件、9兆2千億円</p> <p>【中小企業の再生支援】 ・中小企業再生支援協議会の活動状況 (15年2月～18年3月) 相談取り扱い企業 8,859企業 再生計画策定対象企業 1,371企業 うち、既に894件の再生計画策定完了、60,106人の雇用を確保</p> <p>【モノ作り中小企業への支援】 ・モノ作り中小企業の技術力強化 我が国製造業の国際競争力の強化を図るとともに、新たな事業の創出を図るために、鋳造、めっき等の「モノ作り基盤技術」の高度化に取り組む中小企業の研究開発等を支援する新法を今通常国会で審議中。</p>	経産
	(3)大都市圏の交通・物流基盤の整備	<p>○都市構造の再編を図るための環状道路等の整備</p> <p>○大都市圏における空港及び国際港湾の機能強化と空港アクセスの利便性向上</p> <p>○既存ストックを有効活用した都市鉄道ネットワークの利便性向上</p> <p>○航空物流機能の高度化</p> <p>○スーパー中枢港湾プロジェクトの推進、アジア域内物流の「準国内」物流化に対応した物流システムの構築等による物流改革</p> <p>○多目的国際ターミナルプロジェクトの推進等による地域の活性化</p> <p>○国際空港・港湾等と連携した物流拠点の配置・活用</p>	<p>○都市の国際競争力を確保していくため、都市再生プロジェクトとして決定している大都市圏の環状道路や国際空港・港湾の早急な整備等を推進するほか、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ連絡線の整備等により利便性を向上させる施策の推進を図るとともに、空港アクセス道路・鉄道の整備を図る。</p> <p>○国際物流に対応する需要に応えるため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を目標に、スーパー中枢港湾プロジェクトの推進を図るとともに、アジア域内物流の準国内物流化に対応した港湾ロジスティクス・ハブ(物流結節点)の整備や小口貨物の積替を行うための施設整備等の支援を行うほか、道路・港湾等と連携のとれた流通業務効率型の物流拠点施設の整備、国際標準コンテナ車が積み替えなく走行できる道路ネットワークの構築などを推進する。</p> <p>○国民生活や基盤産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のバルク貨物の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域経済の活性化と雇用の確保を支援するため、多目的国際ターミナルの整備等を推進する。</p> <p>○上記の施策を推進するために「都市鉄道等利便増進法案」及び「海上物流基盤強化法案」の成立を期すほか、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年10月施行)を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の整備を促進する。</p>	国交

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(4)国際観光立国の実現(ビザ発給手続の簡素化・透明化、地域の魅力開発に向けた人材育成等による外国人観光客の拡大)	<p>【自民党政権公約2005】(062)</p> <p>○世界に開かれた魅力ある国として、地域住民が誇りと愛着を持つことができる観光立国の実現を目指し、訪日外国人旅行者を1000万人とするべく、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、ビザ免除等入国手続の簡素化、人材育成の推進を図るとともに、外国人受入れ環境の整備、国際競争力のある観光地づくりを推進する。</p> <p>また、現行観光基本法制定当時の時代の変化を踏まえ、観光の意義、二十一世紀における観光立国の実現の重要性及び国家戦略としての観光立国の位置づけを明確に規定すること等を内容とする観光基本法の改正案を平成18年通常国会に提出する。</p>	<p>○ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進 観光立国の実現に向け、日本を訪れる外国人旅行者を2010年までに倍増させて1000万人にするとの目標を達成するため、平成15年度から官民一体となってビジット・ジャパン・キャンペーンを実施している。平成17年の訪日外国人旅行者数については、上半期こそ伸びが鈍化したものの、6月以降は訪日査証の緩和措置の効果や愛知万博の開催によって復調し、対前年比9.6%増の673万人となり過去最高となった。</p> <p>○ビザ免除等 ・中国 平成17年7月25日より訪日団体観光旅行の査証発給対象地域を全土に拡大した。 ・韓国及び台湾 愛・地球博開催に合わせ、平成17年3月から短期滞在者に対し査証免除を実施し、その後も当該措置を継続している。</p> <p>○人材育成の推進 地域活性化の核となる人材を育成するため、観光カリスマを講師として、まちづくりの経験やノウハウの伝授等を行う「観光カリスマ塾」を平成16年度から開催している。また、通訳ガイドについては、外国人旅行者の急増等により、中国・韓国語や地方在住のガイドが不足する等の問題が顕在化してきているため、スキルアップを図るための研修の実施、競争促進を通じた料金・サービスの多様化、通訳ガイド試験の問題の内容・レベルの適正化や海外における試験の検討を行うとともに、平成18年度から地域限定通訳ガイド制度の導入等の措置を講じている。さらに、平成18年度から、東京大学において、観光産業の現状や国の観光行政に関する講座の提供を行っている。</p> <p>○外国人受入れ環境の整備 観光地において、訪日外国人にとってわかりやすい案内標示の整備を促進するため、平成17年6月に「観光活性化標識ガイドライン」を策定。さらに全国3ヶ所(富士河口湖町、常滑市及び松山市)で当該ガイドラインに沿った案内標識整備計画の策定を支援。また、平成16年度より全国で観光関係事業者のための「訪日外国人旅行者接遇研修会」を実施している。</p> <p>○国際競争力のある観光地づくり 地域の統一的な観光戦略のもとで、民間が主体となった組織が行う地域観光振興事業について支援を行うため、第162回国会において外客誘致法を改正するとともに、観光ルネサンス補助制度(平成17年度13箇所)を創設している。</p> <p>○公共交通事業者等における案内情報提供 平成16年4月以降、東京、大阪、名古屋、神戸、京都の各地下鉄で、路線名や駅名へのナンバリングを導入したほか、平成17年8月に開業したつくばエクスプレスにおいても導入。また、平成18年4月の外客誘致法の施行に合わせ、公共交通事業者の外国語等による情報提供促進措置についてガイドラインを策定するとともに、多数の外国人観光客が利用する区間等を国土交通大臣が平成18年4月に指定。これにより外国語の案内表示等の整備を促進している。</p> <p>○観光統計の整備 地域間において比較が可能で整合性のとれた観光統計を充実し、より質の高い観光政策の策定につなげるため、平成18年度中に全国的な宿泊旅行統計を実施し、その有効な活用を図る。</p> <p>○観光基本法の改正 観光特別委員会観光基本法改正プロジェクトチームにおいて、平成18年通常国会に観光基本法の改正案を提出するため、平成18年3月に観光基本法の改正案の骨子を取りまとめた。</p>	国交
	(5)輸出入・港湾諸手続の業務改革(ワン・ストップ・サービス化など)やICTの活用	○世界レベルの港湾サービスの実現を目指し、輸出入・港湾諸手続の一層の簡素化・電子化等への取り組みを進める。	<p>○昨年11月のFAL条約(国際海上交通簡易化条約)の発効にあわせて、港湾法等を改正し、入出港届や入港前諸手続等の大幅な簡素化と共通様式化を図るとともに、夜間入港規制を廃止したところである。</p> <p>○また、同年11月にこれらの簡素化された諸手続を、電子申請でも行えるよう、システム変更を行ったが、今後は、昨年度に策定した輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを稼働させ、次世代シングルウィンドウ化の実現を目指す所存。</p>	国交

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(6)ITSによる世界一安全で円滑な道路交通国家の実現(モデル実証地区の選定、既存の法制度の見直し、予算投入)	○「インフラ協同による安全運転支援システム」の実用化により、交通事故死傷者数・交通事故件数を削減する	○交通事故の未然防止を目的とした安全運転支援システムの実用化を目指し、2006年の早期に官民一体となった連携会議を設立し、複数メディアの特性の比較検討を含む効果的なサービス・システムのあり方や実証実験の内容について検討する。 ○上記検討を踏まえ、2008年度までに地域交通との調和を図りつつ特定地域の公道において官民連携した安全運転支援システムの大規模な実証実験を行い、効果的なサービス・システムのあり方について検証を行うとともに、事故削減への寄与度について定量的な評価を行う。 ○2010年度から安全運転支援システムを事故の多発地点を中心に全国への展開を図るとともに、同システムに対応した車載機の普及を促進する。 ○歩行者の交通事故死者数削減に寄与するための「歩行者・道路・車両による相互通信システム」について、官民連携により2010年度までに必要な技術を開発する。	国交
	(7)使い勝手の向上と民間の経営ノウハウや資金を活用した社会資本の整備(含む改正PFI法の運用ガイドラインの整備)	○中央官庁庁舎、羽田空港国際線地区や航空保安大学校移転等のPFIによる整備、公共荷さばき施設等の整備への融資による整備促進など、PFI手法の活用に積極的に取り組む。	○効率的、効果的な社会資本の整備・管理、質の高い公共サービス提供のため、民間の資金・能力の活用観点でPFI方式の導入を推進。具体的には、中央合同庁舎第7号館や羽田空港国際線地区等においてPFI手法を活用した整備等を実施中である。また、地方公共団体の実施するPFI事業についても、補助金等の財政支援を実施している。平成17年度には、PFI法の改正により、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者への行政財産の貸付を可能とする等を行ったところ。今後とも、PFI制度及びその運用の改善に向けて、積極的に取り組んでいく所存。	国交
	(8)住宅政策を国家戦略として位置づけ、防災・防犯などの観点も踏まえた「住宅・街づくり基本法(仮称)」の2006年通常国会での制定	○国民一人ひとりの豊かな住生活の実現を目指し、安全・安心で良質な住宅の供給等、良好な居住環境の形成など住宅政策の基本理念を定立するとともに、国・地方公共団体、住宅関連事業者や住民の意識を高め、関係者相互の長期的かつ一体的な取り組みを推進するため、「住生活基本法案」を平成18年通常国会に提出。	○一昨年住宅土地調査会は、「住宅政策の抜本改革に向けた緊急提言」において、社会の安定と発展につながる重要な国家戦略的課題として住宅政策を位置づけるべきであるとの認識の下、その基本理念や目標を明確に示す基本法制のあり方について議論を深めることとし、平成18年の通常国会において、「住宅基本法(仮称)」の制定を目指すとしたところ。 (昨年9月の総選挙においても「住宅基本法(仮称)」の提出を【自由民主党政権公約2005(058)】に位置付け)	国交
	(9)住宅取得や新耐震基準、環境基準を満たす住宅の建設・改修について、自己資金・借入れを問わず工事費の一定割合を控除する制度の導入	○東海地震等の死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、平成27年までに住宅の耐震化率を9割に引き上げるとともに、京都議定書目標達成計画において、平成20年度までに新築住宅の5割を省エネ基準に適合させることを目標としている。	○新耐震基準を満たさない住宅・建築物の耐震改修を促進するため、平成18年度に、耐震改修促進税制の創設、耐震改修促進法の改正、住宅・建築物耐震改修等事業の拡充等を行った。	国交
	(10)治安・防犯対策(行政のタテ割りを排除し、地域社会のネットワークを生かして犯罪抑止力を高める)	○わが党は、平成15年に「治安強化に関する緊急提言」を取りまとめ、5年で治安の危機的状況を脱するために、治安関係人員の増強等とともに、総合的な治安対策を提案した。その中で、警察・自治体・自治会・ボランティア・NPO等との連携をさらに強化し、地域住民による防犯活動を強化するためのシステムづくりを推進すべき、としている。	○党の「提言」を受け、平成15年9月以降、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が随時開催されている。同年12月に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」では、治安関係機関の合同取締り等省庁の壁を超えた取組に加え、まちづくり、産業振興、教育、金融、労働といった一般行政事務の分野についても、省庁の縦割りを排し、「犯罪を起こしにくい社会」という視点からの諸対策を盛り込んでいる。その後も、犯罪から子どもを守るための対策など、その時々課題に応じたテーマを取り上げ、省庁横断的かつ機動的に対応している。 ○防犯ボランティアを始めとする地域の方々に対し、犯罪情報の提供を行うなど地域との緊密な連携を行っているほか、本年度は、全国331地区で「地域安全安心ステーション」モデル事業を実施することとしているなど、自主防犯活動の支援に取り組んでいる。	内閣 治安

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(11)テロや自然災害などの緊急事態への備え(省庁の枠を超えた危機管理体制の強化、政府と企業や住民の効果的な連携体制)	○大規模なテロや自然災害への政府の対処体制を強化するとともに、国民保護に関する体制を整備し、政府、関係機関、自治体及び国民が連携して、あらゆる緊急事態に備える危機管理体制を構築する。	○これまで、官邸危機管理センターを拠点として様々な緊急事態に対処しつつ、有事法制やそれに伴う国民保護法制を整備するなど、あらゆる緊急事態に対応するべく危機管理体制を構築してきた。 ○今後は、より一層、政府、関係機関、自治体及び国民が連携して対応できるよう、国民保護計画をはじめ、各種の計画の策定や整備を進めるとともに、実践的な訓練に取り組んでいく。	治安
9. グローバル競争の激化に即応した通商・投資・経済協力政策の推進	(1)WTO新ラウンド交渉の2006年中の終結	○多角的な貿易自由化や通商ルールの整備等を実現するため、2006年末合意を目指して、WTOドーハラウンドを積極的に推進する。	○WTO交渉については、昨年12月の香港閣僚会議において、我が国の「開発イニシアチブ」の貢献もあり、原則として、全ての後発開発途上国産品に対する無税無枠を供与することが合意されるなど一定の成果を得た。また、農業分野については、モダリティを本年4月末までに確立することが合意され、現在この期日に向け、集中的な議論が行われている。 ○農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念として、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で、戦略的かつ前向きに対応する。その際、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指す。	農林・水産 外交・経産
	(2)農業分野の構造改革の推進	○平成17年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、厳格な「工程管理」とともに、「攻めの農政」を掲げて、やる気とやりがいと夢をもてる農業・農村づくりを目指す。 ○担い手育成による農業構造改革を進めるため、認定農業者の拡大や集落営農組織の組織化・法人化や新規就農をはじめとして、地域の農業を支える意欲と能力のある担い手を育成・確保するとともに、地域農業を支える経営に対する品目横断的な農業経営所得安定対策(日本型直接支払い)の確立や担い手への農地の利用集積推進等の施策を積極的に講じる。	○新たな「食料・農業・農村基本計画」で示された「工程管理」という考え方を重視し、施策の推進に関する手順、実施の時期、達成目標等を示した工程表を作成し、これに沿って施策の計画的な推進を図ってきている。 ○担い手育成による農業構造改革を進めるため、以下の取組を実施してきている。 ・農業団体等と連携し、認定農業者の拡大や集落営農組織の組織化・法人化等の担い手育成運動を実施 ・農業経営に関する予算・金融・税制等の各種施策について、担い手への集中化・重点化を推進 ・担い手を対象とする品目横断的な経営安定対策を19年産から導入するため、昨年10月に「経営所得安定対策等大綱」を決定し、関連法案を本年通常国会に提出 ・上記にあわせて、「経営所得安定対策大綱」において、米政策改革の推進方向、農地・水・環境保全向上対策の大枠を決定 ○昨年4月に、農林水産物等輸出促進全国協議会を設立し、農林水産物等輸出倍増行動計画を策定し、民と官が一体となって取組を推進した結果、17年の農林水産物・食品の輸出額の実績は前年を12.1%上回る3,311億円となった。 今後、我が国農林水産物・食品の輸出促進に向け、重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、民と官が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。 ○日本産の農林水産物・食品の輸出額倍増に向けて、外国人旅行者等の海外渡航者をターゲットとして、本年6月を目途に、我が国の玄関口である国際空港内に農産物等の販売施設を設けることとしている。この施設は、成田国際空港㈱の協力を得て、JA全中・全農が事業主体となって実施するものであり、高品質な日本産の農林水産物・食品の販売のほか、イメージビデオ等を活用して日本の農業、食文化等のPRに資するものである。	農林・水産 外交・経産

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(3)韓国・タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア等との経済連携協定交渉の早急な妥結・発効、日・アセアン包括的経済連携の2006年度内の妥結	<p>○アジアのリーダーたるに相応しい包括的な経済連携交渉を、さらにスピード感を持って戦略的かつ積極的に推進していく。</p> <p>○モノ、サービス、人、資本等の移動をより自由化するため、大枠合意に至ったタイや、現在交渉中のインドネシア、韓国、ASEAN全体等とのEPA交渉を推進し、早期の協定締結を目指す。</p>	<p>○マレーシアとは署名を終え、3月30日に衆議院にて採択、現在は参議院での審議待ちである。国会での承認がなされれば、本年中の可能な限り早期の発効を目指す。</p> <p>○タイとは、本年2月初めの交渉会合で協定条文が基本的に確定しており、タイ側の政治状況の許す可能な限り早期の署名を目指している。</p> <p>○フィリピンとは、協定条文等について交渉中であり、本年中の可能な限り早期の署名を目指している。</p> <p>○インドネシアとは、昨年7月より交渉を開始し、本年夏頃までに交渉の主要点についての実質的な妥結、本年中ないし明年早期の署名を目指している。</p> <p>○韓国とは、2004年11月以来交渉が中断しており、交渉再開に向けて引き続き粘り強く韓国側に働きかけていく。</p> <p>○ASEAN全体とは、昨年4月より交渉を開始し、2007年春までに実質的な交渉の終了を目指す。</p> <p>○さらに、ベトナム・ブルネイ・インドと交渉開始に向け協議中であり、オーストラリア・スイスについても幅広く検討中である。</p> <p>○一方、農林水産分野のEPA交渉については、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」との考え方のもと、戦略的かつ前向きに対応しており、昨年12月に署名したマレーシアや昨年9月に大筋合意したタイなどの交渉においては、農林水産分野が他分野に先駆けて合意したところである。</p> <p>○今後とも、東アジアを中心としつつ、我が国と相手国における農林水産業・食品産業の共存が図られることを基本として、スピード感をもって取り組む。</p>	農林・水産 外交・経産
	(4)通商政策の推進のためのODAの戦略的な活用		○政府系金融機関改革に伴ない、ODAの抜本的な改革を実施する。その中で、官邸に戦略会議を設置し、通商政策をも勘案した戦略的なODAを実施する。	経産 外交
	(5)資源・エネルギー関連および開発途上国のインフラ整備に関わる高リスクの海外プロジェクトについての政策的支援の実施	○資源・エネルギーの安定的確保はもとより、開発途上国のインフラ整備も、開発途上国の発展のみならず、我が国の国益に資する観点から重要であり、リスクの高い海外プロジェクトの推進については、政策的支援を積極的に実施していく。	<p>○わが党の、本年2月に海外経済協力のあり方に関する提言においても、資源の安定的確保はわが国の重要な課題であるが、長期・巨額で相手国政府との交渉を要する資源獲得案件は、民間だけで対応できるものではなく、国内ニーズに適切に対応した官民の適切な協力がなければ、資源獲得における競争力低下に繋がる懸念され、資源獲得を行なっていくため、対外公的金融ツールの戦略性を高める必要があるとした。</p> <p>○また、開発途上国のインフラ整備にわが国企業が厳しい国際競争にさらされており、その海外における経済活動を支援し、金融面での公平な競争条件を整えつつ、国際競争力を確保することは国策上重要な機能としている。</p>	経産 外交
	(6)対外経済政策と必要な国内構造改革をわが国一体となって推進するための「戦略本部」「特命担当大臣」の設置		○現在内閣に設置されている「経済連携促進関係閣僚会議」は、ほぼ全閣僚で構成されており、機動性に欠けるとの批判がある。このため、官房長官の指揮の下、外務・財務・経産・農水・厚労の主要メンバーによる会議を適宜開催し、機動的かつ戦略的な対応を図ることとしている。	外交 内閣
10. 内外の情勢変化に対応した戦略的な外交・安全保障政策の推進	(1)日米同盟と東アジア地域における連携強化を軸とした外交	<p>○わが国は、日米同盟を基軸とした国際協調の推進によって、世界の平和と繁栄を確保する。</p> <p>○わが国は東アジアの一員であり、東アジアを平和で繁栄した自由主義・民主主義を尊重する地域となすことは、国策の重要な柱である。このため、わが国の主導性を発揮しつつ、アジアにおける「共同体」の確立に向け努力する。</p>	<p>○日米首脳会談で、「世界の中の日米同盟」を強化することで一致した。また、昨年の日米安全保障協議委員会(2+2)において、日米間の共通の戦略目標を確認し、源在、日米軍再編の最終報告に向けて協議中である。</p> <p>○昨年12月、第1回東アジア・サミットが開催され、アジア関係諸国間で自由と民主主義を尊重し、地域共通の課題に協力して取り組み、開かれた「東アジア共同体」を目指すことで一致した。今後ともわが国は、その構築に向け、主導的な役割を果たしていく。</p>	外交

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	(2)防衛、経済、技術などを含む総合的な安全保障の実現に向けた省庁横断的な体制整備	<p>○防衛政策上の観点から、国内の防衛産業・技術基盤を維持・発展させる。</p> <p>○安全保障関連技術基盤の維持・発展</p>	<p>○平成16年12月の防衛大綱に基づき、産学官の技術の積極的な導入などによる効果的・効率的な研究開発の実施や、安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に真に必要な防衛生産・技術基盤の明確化に取り組んでいる。</p> <p>○また、BMDシステムに関する日米の共同開発・生産案件等について武器輸出三原則等の例外とするとともに、武器の供与を厳格な管理の下に行うための枠組みの構築を推進している。</p> <p>○航空宇宙関連技術は国家安全保障の基盤技術であり、関係省庁の連携で、国産小型ジェット旅客機研究開発、小型旅客機用エンジン研究開発、準天頂衛星システム等の基盤プロジェクト等、航空宇宙分野におけるプロジェクトを推進している。</p>	外交 国防 経産
	(3)憲法改正を視野に入れた自衛隊の国際協調、世界平和に向けた活動の強化	<p>○自衛隊の海外での国際平和協力活動は、世界平和の構築に役立っており、今後とも、国際協調と国益を考えて積極的に推進する。</p> <p>○そのため、国際平和協力については、テロ特別措置法やイラク人道復興支援法といった特措法でなく、今後は国際協力に関する一般法(国際協力基本法)を制定するなど、迅速な対応が可能となるよう検討する。</p> <p>○なお、将来は憲法改正によって、自衛隊の軍としての位置付けと、海外での国際平和協力を明記する。</p>	<p>○防衛庁の「省」への移行と併せて、自衛隊法の改正によって、自衛隊の海外での国際平和協力活動を自衛隊の本来任務と位置づけるため、与党内で調整作業に入っている。</p> <p>○また、国際平和協力の一般法(恒久法)の検討を国防部会・防衛政策検討小委員会で行っている。</p> <p>○さらに、自民党新憲法草案の9条改正の中で、「自衛軍は…国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動…を行うことができる」と明記した。</p>	国防

政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)	○自民党 政権公約2005	○昨年9月の総選挙で国民に約束した「政権公約2005」120項目のすべてについて着手。公約を措置した事項は郵政民営化法の成立など21件。その他の事項についても、法律案として国会に提出中のもの、行政として取り組み中のもの、党内で成案を得るべく検討中のものなど達成に向け精力的に取り組んでいる。	岡田 大谷
政治資金の透明性向上に向けた取り組み	<p>【自民党政権公約2005】</p> <p>○様々な国民の声に応え、政治資金規正法を改正し、社会情勢の推移に適合した見直しを行う。</p> <p>・政党および政治資金団体以外の政治団体間の寄附について年間の個別制限を、これまでの無制限から上限5000万円とする。</p> <p>・政治資金団体が受ける寄附及び政治資金団体がする寄附は預金等の口座への振込み又は振替によるものとする。(027)</p>	<p>○公約した政治資金規正法改正は、昨年の国会にて成立し、本年より施行されている。</p> <p>○さらに、社会情勢の推移に適合した見直しとして、</p> <p>①昨今の証券市場のグローバル化に伴う対日直接投資の増加により、日本企業の外国人持株比率が上昇していることに鑑み、発行済株式の過半数を外国人又は外国法人が保有している日本企業であっても、上場企業であれば政治寄附を可能とすること</p> <p>②政治団体の収支報告書の要旨の公表は、総務省、各都道府県選管においては8～12月にかけて行われており、その時期が統一されていないことから、公表時期の前倒しと統一化を図るため、9月30日までに要旨を公表することを明文化すること</p> <p>③金融機関への振込による支出が常識となっている社会慣行に照らし、現行の収支報告書の添付書面を簡素化し、振込明細書等で足りるものとする</p> <p>以上の改正法案を今国会に提出したところである。</p> <p>○また、政治資金のさらなる透明化を図るため、所属国会議員の支部・資金管理団体について、昨年より</p> <p>① 党ホームページにおける収支報告書の要旨の公開</p> <p>② 監査意見書および残高証明書の党本部への提出</p> <p>③ 銀行振込による寄附の受領の徹底</p> <p>など、党内の規程により実施している。</p>	党改革